福祉バス利用の流れ（利用者団体向け）テキスト版

利用者団体　前年度３月中旬頃までに利用調査票の提出　詳細は、募集要項を参照

※前年度３月の利用受付集計後に、予算に余裕がある場合には、随時利用の申請を受付する場合があります。

市高齢・障害者福祉課　対象団体の審査・抽選

※抽選は予算の上限を超えた場合に実施します。

市高齢・障害者福祉課　利用者団体へ通知

※申請に必要な書類、利用上の注意事項、バス事業者の連絡先をお知らせします。

利用者団体　利用日60日前までに申請

必要書類　ア　福祉バス提供申請書　イ　福祉バス利用者名簿（名簿は、氏名・住所・障害児者に該当する方がわかるもの）

提出期日　ア　利用日の60日前まで必着　イ　利用日の１か月前まで

※利用決定は名簿を御提出いただいた後になります。

市高齢・障害者福祉課　受理・審査・可否決定

※申請書の審査終了後、車両確保の可否をバス事業者に確認

利用者団体　バス事業者と日程などの調整・相談・確認

市高齢・障害者福祉課　利用者団体へ決定通知

利用者団体　決定通知受領　バス利用

利用者団体　利用から２週間後までに市高齢・障害者福祉課へ実績報告

市高齢・障害者福祉課　実績報告を確認し、バス事業者へ支払い

以上です。